

令和4年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革 推進課長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成

農水産課長	池田勝紀	上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後稔		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（木内欽市） 通告順により、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） おはようございます。議席番号15番、宮澤芳雄です。

旭市議会第4回定例会において一般質問を行います。

質問は、大きく分けて2点あります。

まず、質問に入ります前にいろいろとご心配をいただきましたので、私なりに調べたことがありますので、まずそれを冒頭にお話しさせていただきます。

この1番目の質問に関しては、入札に関することではないかと、議員の倫理に関することかもしれないので慎重にという知人のアドバイスがありました。そこで私なりに思い出して、こういう件に対して非常に詳しい方がいます。北総11市の議員研修会で成田市が当番だったときに講師でお招きした野村稔先生なんですけれども、県の元職員の方でしょうか、非常に議会運営に関して詳しい方で、もし何か分からないことがあったら遠慮しないで電話くださいということでしたので、さばけて電話してみました。

先生からは、こういう回答でした。

この件に関しては、全く入札とは関係ないと、職員の公務に関わることなので、これは議員が議場で、一般質問で議論を交わすことだと、そういう話でありましたので、まずお断りしておきたいと思います。また、この質問に関して特定の業者のための質問ではありません。特に職員個人を中傷するような、そういう質問でもないということを、まず冒頭にお断りしておきます。

それでは、一般質問を始めます。

大きな1点目、水道料金・下水道料金の支払い方法について。

(1) これまでの支払い方法との違いについて、どのように変わったのかお伺いします。また、原因と結果はこの次で聞きますが、この項では、7月から12月まで延期した5か月間の業務は、誰に、幾らで委託したのか、最初にお伺いします。

2番、支払い方法について、令和4年7月から新しい業務に変更になったんですが、この変更する予定がなぜ12月に延びたのかということです。これをお尋ねします。

3番目、支払い方法について、12月変更に至るまでの間、担当課はどのような判断をされてきたのかお尋ねします。

4点目、業務進行管理について、このような事態が起きないように今後どのような対策を考えているのかお尋ねします。

大きな2点目です。旭市過疎地域持続的発展計画について。

1として、防犯灯と防犯カメラについて、市内地区別にどのくらい設置されているのかお尋ねします。

再質問は質問席で行います。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課から、まず大きな1番、水道料金・下水道料金の支払い方法について、これまでの支払い方法との違いについて、どのように変わったのか。また、延期した5か月の業務は、誰に幾らで委託したのかについてお答えさせていただきます。

支払い方法につきましては、これまでは水道料金と公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料は、納入通知書をそれぞれ別々の納付でしておりました。今回、利用者の利便性の向上及び事務経費の削減のため、令和4年12月より水道料金と公共下水道料、また水道料金と農業集落排水処理施設使用料について、同じ通知書により料金と使用料を一括して請求する方式に変更することといたしました。

これにより、利用者は支払いの手間が1度になり、収納に係る事務経費が削減されたもので、対象となる利用者には9月から10月にかけて検針票と一緒に一括請求の案内チラシを配布し、10月15日号広報と市ホームページで周知をしたところでございます。

もう一点でございますが、延長した業務についてですが、こちら7月からの延長したものということでよろしいですか。

7月から延長したものにつきましては、現在、上下水道課のほうで行っております上下水道のお客様センター業務等包括委託について延長させていただいております。こちらにつきましては、業者でございますが、委託業者につきましてはCDC情報システム株式会社でございます。委託の金額につきましては、今回の7月からの延長の増額分として1,254万5,610円の委託料となっております。

続きまして、(2)の支払い方法について、当初の7月から変更する予定がなぜ12月になったのかというご質問でございますが、支払い方法の変更については、旭市上下水道お客様センター業務委託及び旭市上下水道電算システム等賃貸借及び保守の仕様書に、手法や時期については記載してございました。

変更の時期については、これらの業務を入札に付した時点では、令和4年11月に予定することとしておりました。11月の変更に合わせて、現行電算業者の契約を7月末から11月末に変更いたしました。その後、旧システムと、新システムの切替え時の検証期間を十分に確保し、安定稼働させるため、関係者と協議をしまして、変更時期を12月としたものでございます。

続きまして、(3)支払い方法について、12月変更に至るまでの間、担当課はどのような判断をされてきたのかという質問でございますが、電算システムの移行に際し、現行業者からのデータの提出時期については、データの出力に必要なプログラムの構築や、出力データの検証作業に想定よりも時間がかかったため、関係者と協議し、日程の調整を行いました。

支払い方法の変更については、不具合発生リスク軽減について改めて検証した結果、当初の11月変更の日程よりも、移行後の新システムの検証期間を延長することで、より安全、確実に実施できるという結論に至ったため、1か月の延長を判断したものです。

続きまして、(4)のこのような事態が起こった、今後はどのような対策を取るのかについてお答えします。

今回は、当初の11月変更の日程で問題ないという意見もありましたが、利用者の迷惑となる不具合発生を極力排除すべく、より安全確実な移行のため、1か月の延長を行ったものです。今後は、移行に伴う業務を発注する折には、より余裕のある移行期間を設けるようにし

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは大きな2、旭市過疎地域持続的発展計画についてのうち、防犯灯と防犯カメラの関係についてお答えいたします。

防犯灯につきましては、全体で5,492基設置しております。内訳を申し上げますと、旭地域が2,862基、海上地域が977基、飯岡地域が941基、干潟地域が712基となっております。防犯カメラにつきましては、全体で74か所、234台設置しております。内訳は、旭地域が40か所、155台、海上地域が12か所、25台、飯岡地域が10か所、24台、干潟地域が12か所、30台となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、順番に再質問を行います。

再質問に入る前に、私が今回のことで担当課に行きましたその経緯について、できるだけ正確に、皆さんに誤解のないようにお話ししたいので、その経緯をまず話させていただきます。

8月に入り、私の知人から電話があり、知り合いの会社が旭市の仕事をしているのだが大変困っているようなので話を聞いてやってほしいと、そのような電話がありました。話を聞くと、水道課の業務に関することでした。詳しい話は会ってお話をさせてくださいということなので会うことにしました。しかしながら、その内容がどうも私では分からない部分もあるかもしれないと考え、旭市役所の元職員の方に無理を言って同席してもらいました。また、ひかた市民センターで4人で会い、話を聞きました。

その内容ですが、旭市では新しく水道、下水道、農業集落排水の電算システムが一つになり、令和4年7月からスタートすることになった。これまでA社はお客様センターの業務と、この電算システムの両方の業務を行っていたが、電算システムの7月からの業務の開始は私たちには到底無理だと判断し、電算システムの入札には参加しなかったという話でした。

電算システムはB社が落札しましたが、7月からの業務開始は無理となった。市はその原因について、A社の保有していた電算システムのデータを市に返却することが遅れたためだとして、B社の業務の遅れる2か月分を無償で手伝うよう依頼した。A社は、これからの市との関係を大切に考え、無償で手伝うことにしたところで一つ問題があり、A社には会計シ

システムがないため、これまで他社に毎月150万円で委託をしていた。2か月間手伝うとなると300万円の支払いが発生するが、さすがにこのお金は払えないと市に伝えたと、市は、業務の遅れはあくまであなた方がデータを提出するのが遅れたためだと言い、300万円はあなた方が支払いなさいと言う。

業務の遅れの原因はどこにあるのか、私たちも知りたいので説明してくださいとお願いすると、説明するまでもなく原因はあなた方がデータを提出するのが遅れたためだと言う。そして、この件は市の顧問弁護士さんにも相談済みで、市には支払い責任はなく、A社が支払うものであると言う、支払わなければ裁判を起こすと言われているんです。私たちは、とてもではないが市と裁判で争う気持ちはないんです。納得のできる理由を説明してもらえれば社内で改めて検討することも可能なのですが、大変困っていますとのことでした。

話を聞いて私は、顧問弁護士に相談して裁判を起こすと言ったからには市の言い分が正しいのだと考えましたが、裁判になれば市にも相当の負担になり大変だろう、またA社にもどうしても裁判を避けたいという強い気持ちもあるので、私はA社に対してこう話しました。

市も裁判は避けたいはずです。私は、あなた方のためではなく市の職員たちのために担当課に行き、話してみますと伝えました。少しでも担当課の職員の力になればと思い、元職員にも同席してもらい、無理にお願いして上下水道課に一緒に行きました。そこで、課長、副課長、班長、担当職員の4人に、先日A社の方と会って話を聞きました、今日はA社のためではなく、皆さん方職員のためにお役に立ちたいと思い来ました。裁判をしないで済むよう、私からもA社を説得したいので、ぜひ話を聞かせてくださいと伝えました。

職員からは、この原因は、何度も督促したのにA社がデータを提出しなかったためB社の業務が2か月遅れることになってしまった。全責任はA社にあると、顧問弁護士も判断したことだと説明されました。私からはA社からの伝言を伝えました。市はB社に対して、マスタープランの作成と期間を区切った報告等を受けているのか聞いてもらいたいとのことだがと話すと、それは関係ないんです。あくまでこれはA社がデータを提出しなかったことが原因なんです。B社はデータを受け取れないため手書き作業で頑張っているんです。よくやってくれているんですと言う。

私は職員の皆さんに、私からそのことをA社に伝えます。皆さんもぜひ頑張ってくださいと話し、席を立ちました。帰り際に元職員が担当者に、このことは上に話してあるのかと聞いていました。いいえ、話してありませんと聞き、ひどく心配していたことが少し気になりました。

自宅に帰り、私はすぐにA社に電話して、市の考えは、あなた方に責任がある。顧問弁護士もそう判断していると一貫しています。私も市が正しいと思いますので、残念ながらあなたの方の力にはなれず申し訳ないと伝えました。

それから、もう一度電話があり、私たちの話をもう一度だけ聞いてくださいというので会いました。どうしてもこれだけは市に説明してもらいたいんですと書類を見せてくれました。その様子がどうも切実なので、紹介してくれた人のことも考え、もう一度引き受けることにしました。

部数が多いので、最低限これだけは説明してほしいということだけにしてもらい、6項目、私が打ち出して担当課に届けました。課長は分かりましたと言い、議員に今説明すればいいんですが、多岐にわたることなので、こちらからA社に直接電話連絡して説明させていただいてもよろしいでしょうかと言われたので、私はぜひそうしてくださいと話しました。

そして、私の仕事はここまでです。もうここに来ることはありません。業者は弱い立場なので、A社にもB社にもよく説明してあげてください。そして市と3者で力を合わせて市民のために頑張ってもらいたいと伝えたと、課長からはありがとうございましたと言われ、自分の仕事も、来てよかったと思い、帰りました。早速、そのことをA社に伝えたと、ありがとうございますと喜んでくれました。そして、私の仕事はここまでです。これからも市のために頑張ってくださいと伝えて終わりました。

その日のうちにA社から電話がありました。担当課から先ほど電話があったのですが、あなた方は議員を使って何を聞き出したいんだ、既に弁護士の見解もあり、あなた方の責任だと決まったことだと怒られましたということです。私はこれまでのことを振り返り、よく考えてみました。

そこで、いろいろ質問が続くんですけども、そもそもこの業務が遅れた原因について、A社と市では見解に相違がある。データ移行時にも移行費が発生するとのことだが、過去、平成23年は水道、平成28年は下水道時に、A社からB社に対して移行費を支払っているとのこと。

これに関して、まず市の考えは、今回はデータの提出は無償だと何度も説明してあるので、移行費は発生しないと考えている。それなのにA社は、B社から移行費の支払いがないため、データの提出を遅らせていることが原因だとしている。一方、A社は、移行費は私たちの業界では業者間で当たり前に精算していると言う。私はここが理解できないのですが、データの移行費はA社と市の間に発生することではなく、A社とB社の間に発生するのではないか

と思うのですが、まして市が間に入ることなのでしょうか、疑問なんです。担当課の説明を求めます。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、現在のB社との契約の内容になりますが、B社の契約の中で上下水道の電算システム等賃貸借及び保守仕様書の中に……、失礼しました。すみません、そのまま読ませていただきますが、賃借期間の3の中で、受注者は契約日からの使用開始日までの期間を準備期間として、発注者に依頼して必要な回数データ提供を受け、データ検証を行い、確実に電算システム等の構築を完了させること。なお、発注者から提供するデータ形式はCSVファイルとして、無償とさせていただきます。

今回のB社の契約の中で、データにつきましては、発注者、市からB社のほうに提供することになってございます。そういう契約になっておりますので、A社から受けたデータ、A社からの移行データを市のほうで一旦受けさせてもらって、それで市からB社のほうへデータを渡すということになっておりますので、それでA社と市とでデータのやり取りをしていたということでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ちょっと私の質問と課長の答弁が食い違っているような気がするんですけども、私はあくまでもそのデータの移行料、これは1データ、たしか100万円だったのでしょうか、業界の相場だそうなんですけれども、データが五つ移行すれば500万円とかそういう、たしか値段だったですね、そういう認識なんですけれども、そのデータの移行料金は、あくまでもそれはデータはもともと市のものですから、市が保有しているものです。A社に渡して、A社が今度撤退したといいましょうか、入札に参加しなかったので、A社の持っているデータを市に返却して、そしてB社に渡すわけなんですけれども、その間に業者同士の間でやり取りがあるんだそうです。私、詳しくは分からないですけれども。そのやり取りの中で料金を支払う、そういうことになっているらしいんですけれども、これは料金が発生しない、するというのは業者同士の会話だと今聞いたんですけれども、それは今、課長の答弁がありましたので、次に進みます。

こういうふうな問題といいましょうか、上に、市長に、担当課としてどの時点で報告したんでしょうか。まずそれをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

○上下水道課長（多田一徳） 市長にいつ報告したかということですが、この支払い、業者等の内容につきましては、この変更の時期等の検討を含めまして、業務の進捗や契約の変更に係る交渉については担当課のほうの中で、まず進めさせていただいておりました。

その後、上司への報告につきましては、まず上司のほうに報告、相談をさせていただきまして、市長のほうには9月8日に1回目の報告をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） では4回目の質問をします。

ここが大きな疑問なんですけど、A社に対して裁判を起こすという話をしたわけですけども、これは顧問弁護士の判断でしょうか、それとも職員の判断なんでしょうか。職員の判断だとすれば、誰と誰で判断して決定したのか、これが1点です。また、課内だけの判断で裁判を起こす仕組みになっているんでしょうか。合わせて2点お尋ねします。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 裁判ということですが、弁護士のほうに相談させていただいたということにつきましては、当初データ移行の費用について、先ほど5システムとありましたが、7システムございまして700万円というような費用データがかかるということでお話ございました。

市としましては、費用データについては発生しないという、無償でということで、データの提出については義務だということで費用は発生しないと考えておりましたので、その中で700万円という金額が提示され、高額なものが提示されたため、こちらの契約書、仕様書についてもう一度内容検討をさせてもらっておりました。その中で、弁護士のほうにもその契約書、仕様書の中での市のほうの解釈が正しいものかということで、弁護士のほうへ相談をさせていただいていたところです。

裁判ということに関しましては、こちらの主張といいますか、そちらのほうをA社のほうにお伝えしていたということで、裁判をするというような強い、そういったことがあったというわけではございません。

こちらの弁護士のほうに相談する件につきましては、総務課のほうとも相談させていただいた中で、弁護士のほうに相談をさせていただいて、回答のあった内容については、A社の

ほうにもご報告をさせていただいているところでございます。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 2項目については、もう4回質問が終わりましたので、ちょっと課長と私の考えと、質問とマッチしないんですけれども、自分が聞いているのは、あくまでもそのデータの移行に関して市が関与すべきであったのか否か、それを教えてもらいたかったんですけれども、どうも答弁しづらいようで4回終わってしまいましたので。

それと、裁判というのは、あくまでもA社は裁判をするのが嫌で私のところに電話をくれたんです。そこに尽きると思います。自分たちは、もうとにかく市と争いを起こしたくない、この一点に尽きると私は信じています。A社のそれは考えなんです。市には大変、業務でいろいろお世話になっていると、私たちにできることだったら何でも、自分たちの会社で市に協力させてもらおうと、ただお金だけはどうしても、お金の件に関しては、企業ですからそれはしっかりしたいということを、今、課長に伝えたかったんですけれども、答弁もらいたかったんですけれども、ちょっとかみ合わないようなので、次に進ませていただきます。

○議長（木内欽市） ここでしばらく休憩いたします。暫時休憩いたします。

議員の皆さん自席でお待ちください。

50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

先ほどの質問において答弁漏れがございました。答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 失礼をいたしました。

Aの業者と市のデータの関係でございしますが、これにつきましては、現在契約していますB社の契約の中で、B社への新しいデータにつきましては、市から無償で提供するということになっておりましたので、通常では議員がおっしゃいましたようにA社とB社でございしますが、今回の契約の中で市から提供するということになっておりましたので、A社と市の中

でデータのやり取り、またはその諸費用についての協議をさせてもらっていたところでございます。

(発言する人あり)

○上下水道課長(多田一徳) すみません。

今回の契約につきましては、B社に市からデータを提供するということに契約書のほうになっておりました。ですので、通常ですとA社とB社の間でデータのやり取り、費用の面をやる、費用に対してのやり取りをするものだと思いますが、今回の仕様の中での、市から提供するという事になっておりましたので、A社と市の中でデータのやり取りと費用に関しての協議をしていたということになります。

もう一点、裁判のほうにつきましては、A社との契約の内容の解釈につきまして弁護士のほうに相談をしておりました。裁判につきましては、裁判を起こすというように考えていたわけではございませんが、A社とこの問題については解決に向けて協議をさせていただいておりました。裁判になりますと、担当課また他課に及び、その中で決定されていくものだと考えております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○上下水道課長(多田一徳) 裁判となりますと、上下水道課、この件につきましては上下水道課だけじゃなくて、他課との調整といいますか、協議、相談によってのことになるかと考えております。

(発言する人あり)

○議長(木内欽市) 副市長。

○副市長(飯島 茂) 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、宮澤議員、本日この質問の通告の中で、今、ご意見、質問をいただいているような内容に至ることは、ちょっと私のほうも承知をしておりませんでした。事前に、担当課長のほうとしっかり面談といいますか、何度か行っていたとおることでありましたので、もうちょっとスムーズな対応ができるかと思っておりましたが、まずそれについてはおわび申し上げます。

またもう一点、私も断片的に分かることからいえば、とにかく市のほうが裁判を起こすといったようなことは、まず発言はなかったと私のほうは報告を受けております。

ただ、その契約書の中で、契約の仕様書の中で、そのデータは市に帰属するというような

書きぶりがありました。それについて、弁護士のほうに相談して、そういった市に帰属することなので、それは業者の慣例といったようなことでの弁護士のほうの回答があったんだろうというふうに報告がありました。あくまでもそれは、データを提出する義務はあるけれども、そこに無償であるかどうかというのは記述がないわけで、それはちょっと判断が揺れるところです。

それから、先ほど宮澤議員、過去のことのお話ありがとうございました。過去にその企業が、過去にデータ、新たに仕事のほうを受理したのかな、そのときに前の事業者とのやり取りの中で新たに仕事を受けた自分のほうが負担をしたことがあったよと、ですからそこら辺を契約書の中に記述をしたよと。

ですから、事業者のほうと市のほうのその負担の考え方に相違がありました。ですから、そこについていろいろと宮澤議員、中に入っていていただいといますか、本当に市のためを思って入ってくださって調整していただいた、それがちょっと何かトラブルといますか、すぐ解決に至らなかったわけですけども、そこについてはおわび申し上げさせていただきたいと思いますが、現在は業者のほうとしっかり調整がつかまして、通常の業務に入っていると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） これはもう4回終わっているんで、今、副市長も説明があったので、これに関して、私はあくまでも業者間でやるべきことに市が介入すべきだったんですかと、それ一点だけ聞きたかったんです。課長が答えられないということで、それはそれで次に行きますけれども、あと一点、自分もいろいろ経験があるんですけども、よく言われるのに、裁判をやると言った、言わない、確かにあるんです。

今回のことでも、私も仲間に法律家、裁判官、裁判官じゃない、ごめんなさい、弁護士いますから、数名に確認したんです。それは必ず書面で取っておくと、いや、だけれども、職員と議員が会話をすることをいちいち、そんなの弁護士さん、書面に取れませんよと。それはもう、そんなことをやっていたら仕事にならないという話で終わりにしたんですけども、今そこを話をしたいんですよ。必ず、その裁判やると言っって、その業者は言われたから困って来たんです。そこを副市長には言っていないって、それはどういう経緯か知らないけれども、そういうふうに伝えたんでしょう。でも、間違いなく裁判を避けたいから私のところに来たんです、A社は。それはよく念頭に入れておいてください。お願いします。

すみません、長くなって。

それでは、次の質問を行います。3項目めです。

3月に契約が終わって、契約というか新しい入札、ごめんなさい、入札が3月にあって契約は6月までである、7月から新しい電算システムで事業がスタートする。その7月にスタートできなかったわけなんです。何でできなかったというのが、さっきから私と課長のやり取りでやっているんですけれども、その本当の原因といいましょうか、そのところをもっと詳しく教えてもらいたいですけれども、どこに責任があって、何でできなかったのか。

それから、9月頃から方針が少し変わって、スムーズにいったと思うんですけれども、どういう経緯だったのか。方向が変わるに当たって、当初までずっと弁護士の見解をもらっていたわけですよ、A社に対する。その9月以降、12月にスムーズにスタートしたんですけれども、そこへ変わる間に弁護士にはどんな相談をしたのか聞かせてください。お願いします。

再質問です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

○上下水道課長（多田一徳） まず、7月からの変更ということでしたが、支払いの方法についての変更につきましては、契約の変更時、失礼しました、すみません、7月の変更となるとお話でしたが、この変更につきましては、令和4年の2月14日及び3月7日の時点で、現在のB社との契約の中で11月に変更するという予定でございました。

それから、担当課のほうの考えはということでございますが、9月に入りまして、A社のほうに連絡等を取らせていただきまして、A社のほうと9月に入りましていろいろと協議をさせていただいています。移行データのやり取りですとか、あと費用の面についてやり取りをさせていただいて、A社のほうからいろいろな内容を聞かせていただいた中で、その内容を精査した上で、担当課のほうでその内容に沿って判断を、その後したものでございます。

この件につきましては、弁護士に相談をしたのかということでございますが、この後のことについては弁護士のほうには相談はしておりません。

以上でございます。

（「議事進行」の声あり）

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。何でしょうか。ちょっと今、質問中なので……

○4番（戸村ひとみ） でも、議事進行って即座にやらないといけないことだと思いました。

対応しないといけないことだと思います。

○議長（木内欽市） 議事進行に努めております。

○４番（戸村ひとみ） すみません、違うんです。私が議事進行ということで手挙げましたら、すみません、ちょっと聞いてください。

今回この……

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午前１１時 ３分

再開 午前１１時 ４分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄） それでは、３回目の質問をします。

この話の中で、もう１回整理しますと、７月に新しい業務がスタートするわけだったんです。電算システム、つまりは水道料金の検針、集金、この業務が水道、下水道、農業集落排水、これを一本化して７月からスタートするわけだったんです。ところが、この業務が７月のスタートが不可能となってしまった。ここが今回の一般質問の大きな質問の内容なんです。それを上下水道課はどういうような対応を取りましたかという質問なんです。

それで、上下水道課は、当初からそのＡ社、Ｂ社、つまりはＡ社というのはもう業務から撤退した、その電算システムからは撤退した会社なんです。新しくＢ社が落札して、Ｂ社が業務を開始する予定だったんですけれども、そのＢ社の業務がスタートできなかったんです。それをＡ社の責任だと、一方的にＡ社の責任だと。これから話しますけれども、それは私たちも困るといえる、その原因をしっかりと私たちも聞きたいと言いたいけれども、なかなかこのところが市から説明してくれないんだそうです。それが問題だって、これからまた続けますから。

３回目の質問で、業務が途中から方向が変わってＡ社が納得したという話ですけれども、このＡ社は、随分Ａ社に負担がかかるような、弁護士が出てきたり、裁判があったり、この間にＢ社にはどんな対応といえるのでしょうか、どういうふうな指導、対応、これ当然、契約したほうはＢ社ですから、Ｂ社とのやり取りがあつてしかりなんですけれども、Ｂ社の話がなかなか、私も２回行ったんですけれども、その話が聞こえてこない。Ｂ社はしっかりやっています。そこだけしっかり教えてもらいたいんです。

何でかという、この事業が、もしかしたら途中でストップしてしまったと思うんです。ですから、そういう事態には実は陥らなかったんですけども、そこに危なくストップしてしまうことにもなりかねなかった。それを危惧して、今日、確認をしたり、指摘をしたりしているので、それに対してB社、この問題はどこに問題があるのか、つまりは弁護士に相談しても、弁護士は契約書を見て答えたと思うんです、あるいは仕様書。それを聞きたいんです。B社に責任がある、A社に責任がある中で、その法律、契約書、それはどうなっていたのか。弁護士は何を見て回答してくれたのか。A社に責任があるってずっと話でしたけれども、それをまず、課長、教えてください。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

そのまましばらくお待ちください。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時13分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 失礼いたしました。

まず初めに、7月からの変更ということにつきまして、支払い方法の変更については、業務発注時で11月と予定をしておりました。11月の変更に合わせて、現行A社との契約を7月から11月に変更させていただいております。

それから、B社への指導ということですが、当初の想定よりもデータ受領に時間がかかったために、市からB社へのデータ提供の遅れが生じておりました。予定どおり11月のシステム切替えができるよう、定期的に業務の進捗管理を行い、各種作業日程の調整を行ってまいりました。

それから、A社との契約の内容でございますが、共通仕様書によりまして、まず料金調定システム、料金会計システム及び給水申込管理システムで構築されたデータの所有権は旭市にあるものとし、受注業者は、各システムに蓄積された全てのデータ及びテーブル設計書、コード設計書について、旭市の求めに応じてCSVファイル等に変換し、提出の義務を負う

ものとする。市としましては、市の求めに応じてＣＳＶファイル等を返還し提供の義務を負うということから、データの提供については無償というふうな考えでございました。

もう一方、後任受託者に引き継ぐ際、各電算システム内容及びデータは発注者の指定した仕様によるものとし、データ移行の費用については、データ抽出作業費を含め、全て後任受託者の負担とするという内容のものもございました。

今回、ここの後任受託者というものは、先ほどご説明させていただいていますが、市となります。ここで、市は無償ですということと、Ａ社につきまして……

○議長（木内欽市） 発言の途中ですが、申し上げます。

先ほどから聞いておりますと、いろいろ裁判とかいう話も出てきております。この後、そこへ移行した場合に、この発言が影響を与えると思いますので、どうか質問者あるいは答弁者もそちらを頭に置いて、ご配慮をお願いします。

発言を続けてください。

○上下水道課長（多田一徳） Ａ社につきましては、データ抽出費用を含め、後任受託者の負担とするというところがございましたので、費用については市のほうに負担していただきたいということで、こちらの見解の相違について協議をしてございました。

弁護士への相談につきましては、最初の市の求めに応じてＣＳＶファイル等に変換し、提出の義務を負うものとするというところで、市のほうは無償ということで判断しておりましたので、その見解について正しいかどうかということを弁護士のほうに相談をしていたということでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） その前に、今申し上げましたように、弁護士とか裁判とかって話が出ていますので、課長の答弁にも限界があると思います。何か、なるべくご理解をよろしく願います。

それでは、副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答させていただきます。

まず、今回の通告によりまして、先ほど来ありますように、水道料金、下水道使用料の支払い方法というのが通告でございますが、要はシステムのデータの提出費用と、それからシステムの賃貸借の延長費用の関係がございまして、それがいつの段階で契約がされたとか、ちょっとなかなか聞いておっても、質問された宮澤議員も分からないでしょうし、傍聴しているほかの議員も分かりませんので、後日、その経過といいますか、簡単なレイアウトとい

いますか、そういった資料を議員の皆様方に提出をさせていただいて、再度簡潔に説明させるようにしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしく申し上げます。

私から1点、この次にあるんですけれども、4番目でいいです、二つだけ確認したいんですけれども、弁護士、顧問弁護士ですか、それと担当課から質問書が出ていると思うんですけれども、これは開示請求しても守秘義務で見られないということを言われたんですけれども、まず1点、これは間違いないでしょうか。

それともう一点は、これが大事なことです、この一般質問の中で。料金を、市民からその料金は、それはシステムの話で、今回5か月遅延したことによって、業務は無償でやってもらったり、そういった話はあるでしょうけれども、当初から、会計システムに対してA社は300万円払ってという話だったんですね。その話がなくなっちゃったんですけれども、あくまでも無償でこの仕事はやってくれたんでしょうか。会計システムに払うはずだった300万円、例えばこれが半分になったりして、そのお金は誰が負担したんでしょうかという話なんです。それを聞かせてもらわないと、この質問、全く意味が分からないと思うんですけれども、5か月間延びた間の、その経費というんですか、A社でもB社でもいいですけれども、それをやった業者に対して一銭も払わなかったのか、あるいはそのお金が発生したのか、市として。それだけは教えてください。

2点、よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは法律相談の関係についてお答えいたします。

それを公文書の開示請求ということで求められた場合、意思形成過程のお話となりますので、ましてや、今回訴訟というお話も出ております。したがって、それはやはり不開示ということになるかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 今回の支払いの方法に関して、1か月、11月から12月に延長させていただいています。こちらについての費用ですが、こちらはA社のほうと協議をさせて

いただきまして、延長に係る必要経費としまして市のほうから132万円の契約で、支払いのほうをすることになってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 3項目めの4回目ですよね。

○議長（木内欽市） 今、4項目めと伺っていますが。

○15番（宮澤芳雄） これ2点目ですけれども、今これから言うのは。

○議長（木内欽市） 再々質問ね。

○15番（宮澤芳雄） それで、ちょっと心配だったのが、これはいつの時点で提出されたのか。

CDC情報システム株式会社御中ということで、令和4年5月25日、旭市上下水道課、旭市上下水道お客様センター業務等包括委託契約仕切り書より、各システムに蓄積された全てのデータについて、旭市の求めに応じてCSVファイル等に変換し、提出の義務を負うことから、契約に基づき、直ちに全データについてCSVファイルでの提出を求めます。データ提出に関しての費用については、契約上、本市の求めに応じCSVファイルに変換し提出する義務を負うものとされていることから、CSVファイルに変換するプログラムの構築費用は全体契約金額に当然含まれるものと解し、別途費用の請求には応じかねます。費用の発生有無について異議がありましたら、契約書の定めにより後日協議に応じることとしますので、直ちに契約上の受託義務となっている全データの提出をお願いします。データの提出については、過日、打合せや電話等で複数回提出を求めているにもかかわらず、いまだ応じていただけない状況です。本市は、契約上のデータの提出義務に対する違反であると考えております。なお、これ以上の遅延が生ずるようであれば、遅延に伴う追加費用について貴社に負担を求めることも検討しております。本件については、本市顧問弁護士に相談する準備を進めているところです。

○議長（木内欽市） 宮澤議員に申し上げます。

発言残時間がだいぶ経過しております。時間がかかりますか。

○15番（宮澤芳雄） いいです。じゃ、最後に……、いいです。じゃ、これで、分かりました。

一言いいでしょうか。一言。

途中はいろいろあるんですけれども、省略します。

この質問に当たって、いろいろ自分も思うんですけれども、職員を責めた質問ではないんです。これはあくまでも、勘違いをしないでください。私は、上下水道課も今回だいぶ苦勞しています。でも、本当にこの市は、大勢の職員が大変な苦勞をして努力して築き上げた、本当にすばらしいまちなんです。間違いなくそうなの。ですから、その名誉を傷つけることのないように、しっかりとしてもらいたいと、そういう一般質問でした。

ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

◇ 戸 村 ひ と み

○議長（木内欽市） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番 戸村ひとみ 登壇）

○４番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。それでは、令和４年最後の一般質問をさせていただきます。

今日は師走並みの寒さだそうです。つまり、例年だと12月はこれぐらい寒いのが当たり前で、冬なのに暖かかった、その気候に慣れていましたので、師走並みという気象予報士の言葉がちょっと不思議な感じですね。

さて、私の日課は、２か月前に生まれた子犬の世話から始まります。離乳食をあげて出てくるとき、さあ、今日は子犬の暖房はどうしようかなと考えるのです。暖房のスイッチを入れるかどうかです。そしてその瞬間、かの地の子どもたちのことを考えるのです。

氷点下の中で、子どもたちはどうやって暖を取っているのだろうか、母親は、家族は、子どもたちが凍死しないようにどれだけ大変な思いをしているのだろうか。一日も早く、子どもたちが温かい家庭でおなかいっぱいご飯が食べられる日が来ますように、心から願っています。

ちなみに、昨日のニュースで、ゼレンスキー大統領が今年の人に選ばれたそうです。アメリカのタイム誌で例年、今年の人というのを選ぶのがあるんですが、それでゼレンスキー大統領が選ばれたようです。国民を勇気づけながら、国を守るために戦う姿勢を示し、世界に行動の波を引き起したと評価されたようです。

さて、師走並みの寒さに関してもう一つ、私の今日のいで立ちです。タートルネックを着てまいりました。環境相時代に、今の都知事の池田都知事が、夏の暑さ対策キャンペーン、

クールビズ、皆様よくご存じだと思うんですけども、このクールビズの冬版のウオームビズを提唱されて、今回タートルネック、これ、いや、本当に暖かいんです。今、実は暑いぐらいなんです。

これが、小池さんのお話によると、よるとというか、もうこれは当たり前のことなんですけれども、太い血管が通っている首や手首、足首を暖めると防寒効果があると言われる。タートルネックやスカーフを活用し首を暖めると体感温度も違うし、風邪引きにならず、節電にもつながると強調されていると。ということで、私もそうだそうだと思って、昨日はスカーフ、本日はタートルネックといたしました。

新聞記者から、タートルネックはお堅い職場ではなじまないのではないかと指摘されたことに対して、暖かいし、それで全体のエネルギー消費が少なくなることで、CO₂削減につながっていこうと。もう一つは、意識改革が最大の理由だと述べられました。欧州でも、フランスのマクロン大統領が率先して着ている。国民への呼びかけ効果と、実際に暖かいということ強調したいということでした。

ということで、市長もいかがでしょうか、タートルネック。

ネクタイがあるから暖かい、分かりました。そうですね、男性はネクタイがあって。

いつも質問時間が短くなって、ぎりぎりというか最後まで終わらないので、本題に入ります。

1の学校再編についてです。

(1) 市内小学校・中学校の生徒数の今後の推移をお聞かせください。

(2) 学区の決め方です。「今後、児童生徒数も更に減少することを踏まえると、学校の数や配置について考えなければならない時期に来ています。また、子どもたちの元気な笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくりを最優先に考えなければなりません」と、私たちが頂いた旭市学校再編基本方針、こちらの中にございます。学校再編の必要性のところでは、最優先は、子どもたちの元気な笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくりです。そこで、この環境づくりのための学区の考え方、決め方を伺います。

2の移住・定住促進策の拡充についてです。

(1) 人口を増やす取組について、地域おこし協力隊の現状をお聞きしたいと思います。

(2) インターンシップ制度について市はどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。公にしても民にしても、インターンシップというのを採用しているところが結構たくさんございます。旭市の考え方をお聞かせください。

(3) 農水産業における市外からの新規就業者の受入れ施策について、どのように考えていますか。まず最初に、新規就農の数と相談者との割合、それから漁業に関して、新規就業というんですかね、の数を教えてください。私は、旭市の基幹産業の農水産業についてはほぼ毎回のよう質問しているんですけども、ぜひとも、この基幹産業がもっともっと発展するためには必ず取り上げなきゃいけないことだと思っておりますので、お答えをお願いいたします。

3番です。持続可能な財政運営についてです。

(1) 民間の資金とシステムを活用するための市の事業をクラウドファンディングで行うことについてのお考えをお聞かせください。まず、私、ヒアリングのときに、他市の例をちょっと調べて研究してくださいということをお願いしておきました。そのことをお聞かせください。

(2) 公共施設運営の民間活用について、市のお考えをお願いします。まず、公共施設全般に対して、民の活用とかの考え方はどうなのかお聞かせください。

それから、(3) ふるさと納税について、影響額と今後の取組についてお伺いします。影響額というのは、つまりふるさと納税って、旭市に寄附してくださるものばかりじゃないわけですが、当然のことながら。例えば、みやこんじょの豚肉を買ってみるというか、寄附してそれが返礼品で来るとか、そういうので、旭市民の方も当然のことながら外に向かって寄附をしていらっしゃると思いますので、その両方ですね、その影響額をお答えください。

では、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは教育総務課から、1の学校再編についてお答えいたします。

まず、(1) 市内小・中学校について、今後の児童・生徒数の推移ということでございます。

本年度5月1日現在の児童・生徒数は、小学生が全体で2,912人、中学生が1,584人となっております。そして、学校再編基本方針の中でお示ししております38年後の令和42年度の推計になりますが、小学生が1,418人、中学生が761人となります。令和2年度と比較しまして、約52%減少すると見込まれております。

続いて、学区についてですが、現在学区は規則のほうで、旭市立小学校及び中学校通学区

域に関する規則、こちらのほうで、大字、地番により通学する学校を定めております。平成17年に1市3町が合併し、新旭市が誕生しまして、旧市町の学区をそのまま引き継ぐ形で現在に至っております。

そして、学校再編基本方針の中では、弾力的な学校の選択ということで、学校の再編に当たり、通学時間、通学方法、地域性や家庭の事情を踏まえた学区の弾力化を図りますということをおっしゃっておりますので、今後学校再編を進めていく中で学区についても検討されることと思われまします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは私からは、大きな項目の2、移住・定住促進策の拡充についての（1）と（2）、それと大きな項目の3、持続可能な財政運営についての（3）について順次お答えいたします。

まず、2の（1）になります。地域おこし協力隊の現状はということでした。

本市では、10月から地域おこし協力隊を1名委嘱し、旭市観光物産協会内の移住サポートセンターに勤務していただいております。活動内容については、移住・定住に関する相談、情報発信に関する活動のほか、地域振興などに取り組んでもらっています。また、地域の人脈を広げるために関係団体のセミナーや会議などにも積極的に参加をしてもらっております。

移住相談につきましては、電話やメール、オンラインでの相談を実施しており、11月末現在、3件の相談がありました。また、情報発信につきましては、SNSにより26件の発信があり、旭市の住みやすさや魅力などの発信をいただいております。

続きまして、（2）になります。インターンシップ制度について市の考えはということでした。

インターンシップを行うことにより、社会に出る前の学生が仕事を体験することで業界や職種の理解を深め、企業による業務内容の違いや現場の雰囲気を肌で感じることができます。これにより入社後のギャップを減らすことにもつながると言われております。雇用する側、される側にとって、雇用の観点からは有効と考えております。

3点目です。大きな項目の3、（3）です。ふるさと納税、影響額はということと、今後の取組はということでした。お答えします。

影響額ですけれども、まず寄附金から経費を除いた額が収入となります。そこから、旭市民が他の自治体へ寄附したことによる市税の減収分を除きます。この減収分の75%は交付税

で入ってきますので、これをプラスした額が収支となります。令和3年度で計算しますと、4,089万9,951円の増収となっております。

今後の取組ですけれども、ふるさと納税につきましては貴重な財源でもあります。また、返礼品については地元産業の活性化にもつながるかと考えます。また、地域、旭市に興味を持ってもらえることから、これについては増やしていければなというふうに考えております。

また、増やすための取組としましては、まず本市の魅力を知っていただき、応援しようとする意識を高めていただくため、特産品や地域資源を生かした体験型の返礼品の充実を図っています。これにより、継続的に寄附をしていただけるリピーターを増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは農水産課から、大きな2項目め、移住・定住促進策の拡充についての三つ目、農水産業における市外からの新規就業者の受入れ施策についてどのように考えているかのご質問で、新規就農者の数と相談者との割合、漁業新規就業者の数ということなので、お答えします。

令和3年度の新規就農者の数については、海匠農業事務所に確認したところ、海匠管内で旭市33人、銚子市8人、匝瑳市3人となっているところです。旭市の新規就農者33人の内訳ですが、親元就農が13人、まるっきりの新規参入が3人、雇用就農が17人となっているところです。

それから、割合ということなのですが、一応、どの割合かはちょっとあれなのですが、まるっきりの新規の3人というところで割合を申し上げたいと思います。そうすると、令和3年度の新規就農者に当たりまして、その相談者が前年度、令和2年というところで相談が来たとして、その件数が10件でしたので、約3割なのかなというところです。

また、令和3年度の漁業における新規就業者は、県水産事務所に確認したところ、県内の日本人の人数は43人で、うち、残念ながら海匠管内はゼロ人とのことでした。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは財政課より、大きな3番、持続可能な財政運営についての（1）です。市の事業をクラウドファンディングで行う考えはあるかということで、ご質問の他市の事例の調査状況ということでございました。こちら、県内の自治体のクラウドファ

ンディングの活用状況ということで申し上げたいと思います。

自治体の行うクラウドファンディングの県内の実施状況につきましては、インターネットサイトなどからこちらで把握しましたところ、県内54市町村中17市で実施しておりまして、事業数は38件、うち4件が現在募集中でございました。

各事業における寄附の目標額につきましては、最高5,000万円から40万円までと、対象となるプロジェクトにより大きく幅がある状況でございました。

また、目標額に対する寄附額は、例えば目標額75万7,000円に対しまして寄附額が123万8,000円、達成率で申しますと163.5%と高いものがある一方で、目標額1,000万円に対しまして寄附額が77万円、達成率7.7%といった事業もありまして、実際に寄附額が目標額に達した事業の割合は44%ほどでございました。

それで、あと事業の傾向といたしましては、施設の整備や修繕等に係るものが最も多く、続いて台風被害からの復興支援事業やイベント事業などが多く実施されている状況でございました。

このように、県内自治体においても徐々にクラウドファンディングの活用が行われている状況でございます。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 私からは、大きな3項目め、持続可能な財政運営についての2点目、公共施設運営の民間活用について市の考えはということで、お答えいたします。

公共施設運営の民間活用の手法としては、官民連携のPPPや民間資金を活用できるPFIや指定管理者制度などがあり、民間事業者のノウハウを活用することは持続可能な行政運営のための手法として有効であると考えております。

旭市では、地方自治法の一部改正に伴い、平成18年に指定管理者制度導入に係る基本方針を策定し、施設ごとに設置目的や業務内容、運営状況を考慮した上で、制度導入の有無について検討することとしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

それでは、学校再編から、（1）の市内小学校・中学校の生徒数の今後の推移なんですけど、38年後の数字が令和2年度からの推計ということで、52%減になるということによろしいんですかね。

こちらに、学校再編基本方針の中に推計分析を、人口問題研究所のコーホート要因法というやつですか、それとあとシミュレーション6推計パターン、何かこのところで計算してあるというふうに書いてあるんですけども、これを作成されたのが、委員会が立ち上がったのが平成28年、2016年。令和元年、2019年に策定委員会が設置されて、学校再編基本方針というのが、これが出されたときに、もうこの令和2年度との比較をやられたということでよろしいんですかね。委員会での検討、これには、学校再編基本方針にはこの令和2年度と、先ほど言われたそれが反映されているということでよろしいんですかね。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） こちらの学校再編基本方針の54ページにあります人口推計分析、こちらは国立社会保障・人口問題研究所に準拠して推計したと書かれてありますが、これは上のほうに平成30年11月とありますように、平成30年度に人口推計、小学生・中学生が将来このぐらいの人数になると推計したものでございます。ですので、2040年までの推計というのは、平成30年に推計したものでございます。

その後、学校再編基本方針を策定するに当たりまして、令和3年6月にこちらを発行しているんですが、令和2年度までの実績がありましたので、令和2年度を基に、令和2年度から考えると推計した2040年は52%減るよというように書かれておるものでございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 令和2年度のことということで、私、その後、コロナだったりとか、あとウクライナ侵攻によって食料とか物資が不足してとか、円高で物価高とか、そういう状況が続いているわけじゃないですか。こういう社会情勢というのが、この推計の中にももちろん反映はされていないと思うんですけども、それを考慮すると、もっとこの数字が厳しいものになるんじゃないかなという危惧があるわけです。

実際に私、旭市の市議会議員になってすぐに、総合戦略の中の人口減のところが非常に気になりまして、それについて質問をした中で、ご回答の中で、総合戦略にのせている人口推計の数字を上回る減少率で現実の人口減が進んでいますということがあったんです、ご回答の中にね。

さらに、出生数の減少というのがまた、先日ニュースにございましたけれども、これはもちろん旭市だけの問題ではなくて、11月10日にシンクタンクの日本総研が出した推計なんですけれども、今年の出生数が前年よりも約5%減の77万人前後となり、統計を開始した1899

年以来、初めて80万人を下回る見通しであることを、これ日本総研が発表しているんです。

ここのところで、小・中学校、こちらで、先ほども言いました小・中学校の生徒の推移というのは大きな差が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それに対してのご見解をお願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 人口推計につきましては、戸村議員おっしゃるように、社会情勢の変化とかいろいろな状況変化によりまして、見込みと変わってくる部分は当然あるかと思えます。

ただいま教育総務課のほうで、例えば今の住民基本台帳の人口がそのまま、転出・転入はないとして小学生・中学生になっていった場合ということで、令和7年度の児童・生徒数を、今の住民基本台帳を基に、転入・転出がなかったとして小学生・中学生になっていた人数と、この人口推計、この基本方針のほうで推計した人口設計をちょっと比較してみました。そうしますと、令和7年度の総合計で、基本方針のほうでは4,219人、小・中学生を合わせてですね、4,219人なんですが、今の住民基本台帳を基に推計しますと4,208人、差が11人ということで、あまり大きな差はないのかなというふうに見ております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） そうなんです。先ほど言いましたように、いろいろな社会情勢で、何だか私はちょっと大きな差が出てくるんじゃないかなと思ったわけです。

それで、再編計画にそれがどのように反映されるのかなと思って、やっぱり再編計画の見直しというのがあるのかなのかということをお聞きしたかったんですけれども、ただ、この後で私、質問のほうでするんですけれども、学区の決め方自体にもちょっと問題があると思って、この再編計画をちょっと見直していただきたいということでの質問をしようと思ったわけです。

これ、じゃ、再編計画というのはこのままの、この状態でやっていくということで、ちょっと確認をさせてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校再編の基本方針につきましては、今後の社会情勢の変化、

あるいは児童・生徒数の変化によって、全く見直ししないということはないかと思います。今後、地域の皆様の意見を聞きながら、基本方針の見直しということはあるのかなと思っております。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。今後、地域の方のご意見を聞きながらとか、そういうのは後のほうでまた聞かせていただこうと思っていたんですけども、ありがとうございます。

（2）の学区の決め方です。

学区に関しては、弾力化を持たせてというようなお話がございました。もう本当に弾力化を持たせないと、学区の縛りというものをちょっと取り払わないといけないんじゃないかという、それは恐らく全国共通の考え方になっていると思います。

そうしましたら、ちょっと具体的になんですけども、今の学区で、今の学区というか、この再編基本方針の中にある学区で、飯岡地域、例としてですね、例として飯岡地域、旧飯岡町というところの学区になると思うんですけども、そこでは小学校と中学校はどのようなかというのを聞かせてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 飯岡地域につきましては、こちらの学校再編基本方針の中では、小学校は今ある飯岡小学校と三川小学校を統合しまして飯岡小学校に、飯岡中学校と隣の海上中学校を統合して、一つの（仮称）東統合中学校にする方針となっております。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 学区の活用のことなんですけど、今ご答弁いただきました例の飯岡地区の学区なんですけれども、飯岡小と三川小の二つの小学校を一つにする、それから飯岡中は海上中のほうに統合されるという、こういうことなんですけれども、私、この学区というのが、もちろん先ほどご答弁ありました弾力化というので、それはとても大事なことだと思うんですけども、まず学校が地域の核として活用されるということに関しては、学区ってすごく大事なことだと思っているんです。

それで、先日の宮内議員の質問に対するご答弁で、小学校の小規模特認校や小中一貫教育の導入はという質問の回答で、令和5年度、市内全ての学校で説明会が行われる。説明会のアンケートの結果、小規模特認校の要望が多くあった場合は検討すると。小中一貫校に関し

ても、アンケートの結果を見て、より深い議論と地域の合意が必要。これはちょっと私が書き取っている部分なんですけれども、ということでした。

子どもたちの笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくり、これがこの再編基本方針の中にうたってあることなんですけれども、そのために、縮小均衡から学区を、私が考えるのは、学区がもう核にならなきゃいけない、学校が核になった学区というものが大事だと思っていまして、それが、中学がその学区から外れてしまう。学区という、私が考えている、今、地域の核とする、その学区ということですね。そこから外れてしまうということで、縮小均衡になるというような危惧があるわけです。

社会情勢によってどんどん縮小していく、その減るのに合わせて、待ち受けて計画を立てるんじゃないくて、増やしていくような、学区を広げるんじゃないくて、学区はもう弾力性は特別に持たせて、それ以外のところで、以外というか、中心になる学区はそれで守って、その中に子どもたちが集まってくるような、増えていくようなそういう、あるいは、増えるまでなると大変なことだと思うんですけれども、現状維持をしていくためにはどういうふうな戦略が必要かという、どういうふうな学区づくりが必要かというのを考えるんですけれども、そのところで、ちょっと学区に対する活用の仕方というか考え方、この飯岡地区の学区を活用して、そこに子どもたちが集まってくるような、そういうふうな考え方ができないのかということをお伺いしたいんです。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 子どもたちが増える、あるいは現状維持が望ましい、それはもう当然だと思います。しかしながら、こちらの推計のほうでは、今後児童・生徒数が減ってしまうということでございます。

そういった中で、子どもたちが学ぶ環境を第一に考えて、統合したほうがいいというようなこの学校再編基本方針になっているものでございますが、その地域の核、地域のコミュニティというものについても一応、一応というか、この学校再編基本方針のほうでは配慮しておりまして、各地域に小学校は1校残す、小学校を1校残して、その1校を地域の核として、地域と学校が連携、協働して子どもたちを育てて、地域の活性化につながればいいというような思いが入っているものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の一般質問を行います。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、ご回答いただいて、4回目ですか。

ご回答の中に、小学校を地域の核とするということで、これ、先日の永井議員への答弁の中も同じ答えだったんですけども、小学校は各地域に1校残す、小学校を地域の核とするということで、いわゆる学区というのが小学校区という考え方になっていると思うんですけども、これは恐らく全国的にこういう考え方で、文科省のほうからですか、こういう再編の基本となる考え方というのが文科省のほうからあるのかなと思うんです。

というのが、私も生まれ育ったところから、友人がやっぱり学校の再編成ということでのあれに取り組んでいるというのを聞きまして、同じような考え方で進められているんです、そちらも。なので、全国的にそういうことなのかも分からないんですけども、そうすると、私の考えなんですが、小学校を地域の核とすると、小学校区にすると、地域って衰退していくと思うんです。理由はもうとても明白で、中学までは義務教育ですから、特別な教育あるいは教育環境を求めない限り、地元、つまり住んでいるところの中学に我が子を通わせたいと思うんです、もちろんのこと。その地元に中学がない場合は、今その地域で子育てしている人は、不便や不満を感じながらも、遠くの中学まで通学するしか選択肢がないので、そのようにすると思うんですけども、でも、これから子育てをしようという人というのはどうかと思うんです。わざわざ不便や不満を感じる場所に居を構えようなんて思わないと思うんですよ。

ですから、小学校を地域の核にするというのは、私は問題だと思います。中学校区という考え方、つまり中学を核としたまちづくりというのを採用していただきたいと思います。

先ほど宮内議員のご答弁のことをちょっと引用させてもらったんですけども、課長のほうからの答弁で、小中一貫校、要するに中学を核とした学区にしようすると、例えば飯岡の場合だと、あそこで小中一貫校、あるいはその下からですね、の一貫校にするしか、学区

としての考え方としてはないと思うんです。

その宮内議員のご答弁の中で、小中一貫校も、アンケートの結果を見て、より深い議論と地域の合意が必要ということで答弁があるので、これはつまり、小中一貫校というものの検討というのにも可能性があるということで取っていいですか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小中一貫校につきましては、この学校再編基本方針を策定する際にも検討の中には入っていたようでございます。小中一貫校は、宮内議員の回答のときにもお答えしましたが、今後地域の皆様のご意見があれば、そういった中で検討材料になるかなと思っております。

ただし、この学校再編基本方針の中で、小中一貫校が想定される場合という、ちょっと出ているんですけれども、それは、中学校を新設する場合に、その中で小中一貫校ということなので、戸村議員おっしゃった飯岡地域について考えてみると、飯岡地域と海上地域の中学校をつくったときに小中一貫校を考えられるかなというようなことが、ここに多少書かれています。

なので、仮に飯岡地域だけで小中一貫校となると、中学生の人数が適正な規模にならないと。2060年の人口、児童・生徒の推計でいくと、飯岡地域で87人となっております。87人が中学校の規模として適正かどうかということがちょっと疑問ということで、少ないんじゃないかと。なので、飯岡地域だけでは小中一貫校はちょっとできないんじゃないかというのが、この学校再編計画策定委員会の中で議論されたことだと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 質問しなきゃ大丈夫なんですよ、今のことを言っても。

○議長（木内欽市） 終わりました。次の質問。

○4番（戸村ひとみ） 次の質問に入る前に、今のちょっと自分の意見を言っていていいですか。

○議長（木内欽市） いいですよ。

○4番（戸村ひとみ） 新設の中学をつくる場合ということでの小中一貫の検討ということでしたけれども、先ほど来言っていますように、社会情勢等が随分変わってきておりまして、飯岡地区はそれだけの人数になるということで、じゃ、ほかのところはどうなのかということもあるわけです。そうしたときに、これは全体で、全てを縮小均衡にして、極端な話をす

ると、一つのまちに一つの中学校でいいのかというような、そういう議論にまでなると思うんですよ。

これ、計画が、実際に準備に入るまでが、5年とかかかるんですよ。説明会が行われて、それから準備に入るまで5年とかかかりますので、そういった中には、もっとまた社会情勢って変わってくると思いますし、ぜひとも学区の考え方として、人数がこれだけ少なくなるからこういう中学校区がなくなるという、小学校区で考えなきゃいけないという考え方は外していただきたいです。本当に、まち全体が縮小均衡になって寂れていきます。ということをお願いして、次の質問です。

移住・定住促進策の充実についてです。

地域おこし協力隊の方の現状をお伺いしました。そうなんです、とても人気がよくて、いろんなところから、移住に関しての仕事だけなんだけれども、地域おこし協力隊という方がこんなにいい仕事をしてくださるんだというようなことが聞こえてくるわけです。

今後の仕事として、今いらっしゃる地域おこし協力隊の方にはどうということをお願いして、さらに、地域おこし協力隊の方の仕事ってこんなにすばらしいということで、評価が高いとは私は聞いているんですけれども、農業・漁業分野にも地域おこし協力隊という方を、拡充するといいいましょか、そういうことができないかどうかをお伺いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、今後の主な活動になります。

これまでの取組を継続しつつ、オンラインによる移住セミナーの実施であったり、千葉県移住相談会への参加、お試し居住などを予定しており、移住希望者が必要とする情報発信やサポート、フォローアップを行っていただく予定です。

農業・漁業分野にも活用したらどうかというお話でした。地域おこし協力隊が行う活動は、旭市地域おこし協力隊設置要綱により、内容として、移住者の受入れ及び定住の促進活動、農林水産業の振興支援、地域資源の発掘並びに商品開発など、七つの項目が示されております。現在委嘱している地域おこし協力隊は、移住・定住促進などの活動を行っているため、その他の活動を行う場合には、新たに地域おこし協力隊を委嘱する必要があります。

農業・水産業にはどうかということなんですけれども、地域おこし協力隊増員については、どのような分野でどのような活動をすることが地域の活性化であったり人材の定着及び定住に結びつくか、関係各課と検討したいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） ぜひとも検討してくださいというか、いい方向に、農業・漁業分野でも地域おこし協力隊の方がいらっしゃると、旭市の基幹産業がどんどんまた発展していく、後継者問題とかも、解決するとまでは言わないですけども、明るい方向に行くんじゃないかなと思います。活用していただく方向を考えてください。

ちょっと時間の関係上、（２）のインターンシップ制度について市のお考えを聞きました。

入社後のギャップを減らすということで、これは農業とか漁業とかの分野でもインターンシップ制度というものを採用したいという方が、私は何件か聞いているんですね。その場合、ちょっと自分たちではやり方が分からないということで、市が窓口となることというのはできないものかということなんですけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農業・漁業でのインターンシップの、市が窓口になれないかというところなんですけど、現在農業分野におきましては、就農体験制度の実施に向けて、県・市において県認定の指導農業士や、地域の大規模農家などを対象に就農体験の受入れ調査、そういうのを実施しているところです。

また、漁業分野におきましては、県なんですけど、新規就業対策として、県内外の高校生や就業希望者を対象に、水産業インターンシップ、それから漁業技術研修を実施しているところです。また、地域の指導漁業士などによる就業体験希望者の受入れも個別には行われると聞いております。

市では、引き続き県や関係機関等の状況を把握して、就業希望の支援に努めてまいりたいと、そう思っています。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 県のほうでは実際に水産業インターンシップ制度というものがあるということで、恐らくそういう制度があるのをご存じないか、あるいは身近な市がそういうのをやってくれたらいいなと思っていらっしゃるのか、どちらかだとは思いますが、分かりました。

いずれにしても、仕事に就いた途端、いやこんなはずじゃなかったとかって辞められ

るケースというのが間々あると聞いておりますので、インターンシップ制度というのはいかなり有効ではないかなと思います。

(3) の農水産業における市外からの新規就業者の受入れ施策です。

漁業新規就業数がゼロとおっしゃいましたっけ。ですね。純然たる新規就農の方が3人で、前年に申込者が、前年の数で、その割合といたら3割になるというお答えだったと思うんですけども、まあ3割をどう見るかというところなんですけれどもね。

ただ、ほかのところと比べて随分多いという、ほかの町と比べて多いというのが今の数字で分かったんですけども、ここのあたり、漁業新規就業ゼロというのをどういうふうに評価していращやるのかと、あと、この約3割をもっと上げる方法、そういうものがないのかどうかお聞かせください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 最初にお答えしたとおり、漁業は海匠管内でゼロというところですよ。

漁業の実態というところで、市のほうとしては海匠漁業協同組合にいろいろコンタクトを取って、いろんな情報共有をしているところなんですけど、管内は結局、漁協のほうは漁業権、それから組合だとかというところで一括しているんですけども、海匠漁協管内の状況からしますと、現在のところ何か近海の資源はかなり減ってきていると。なので、漁業者、今いる漁業者はかなり遠くのほうまで操業に行っているというところで、そういったところから、漁協いわく、県などと協議していく中では、今のところ船主を積極的に増やす施策は取つていないという状況でした。

そう言いながら、やっぱり乗組員というんですか、甲板員というところは順次補充しているところで、今多いのはやっぱり外国人の就業者、これでかなり賄っているというところがあって、なかなか日本人の乗組員というのはそう広がっていないという、そういう状況ではあるというところでございます。

それから、3人の、これからどういうふうに増やすかというところなんですけど、一応窓口の相談、先ほども言ったんですけども、加えて、実際のところ窓口は11人、12人相談に来ても、それがすべからず全部就農に結びつくかというところは、なかなか難しい。いい部分も紹介しなければいけないんですが、逆に今、農業は、皆さんに今回いろんな質問をいただいている中で、かなり状況としては厳しい状況という、そういった部分をやっぱり伝えてい

かないと、何だ、全然違うんじゃないかというところもあるので、そういった部分は正直に伝えなければいけないというふうに、責務だと思っています。

市のホームページに、旭市の新規就農ガイドという特設ページ、これは見ていただくと分かるんですが、開設してあります。農業を始めるまでの流れだとか、国や県の補助事業のほか、施設や機械等の導入、農地の借地料等に対する市単独の補助事業を案内しているところです。

また、都市部での就農相談会というのが開かれるんですけれども、市のPRや新規就農者への支援制度、そういうのをそちらで案内したりもしています。令和4年度からは、新たな農業の担い手を確保し地域農業の振興を図るため、本市で農業を始めようとする若者等の雇用就農期間中の家賃助成というのを、就農へのハードルを少し下げるという意味で、将来的に本市の農業の中核的な担い手となってもらうように、多少なりとも支援しているということです。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 農業のほうは、また新たな農業就業支援ということで、家賃補助というのができたということで、それは分かりました。

漁業のほうなんですけれども、実際に科学大学って近くにいい大学があって、そこに漁業をやりたいという方がいらっしゃるということで、ただ、やっぱり実際に直、仕事に入るといえるのでは、雇ってもらおうというのじゃなくて、インターンシップみたいなので体験してみたいというようなことを生徒が言われるという話を聞いていますので、それでちょっと聞いてみました。そういう何かうまいことができないかなと思って聞いてみました。

ぜひとも、漁業の新規就業のほうですね、新たに船を持つとかそういうのじゃなくて、そっちのほうの振興というのでも進めていただきたいなと思います。

3番目の（1）です。クラウドファンディングのことなんですけれども、随分よく調べてくださってありがとうございます。

そうなんです、結構面白いことをやっていらっしゃるところが間々ありまして、17市にもわたってあって、ただ達成率としては44%ということで、確かに市民の方、市民というか、県内かもっと遠くの方がファンドしているのかも分からないですけれども、面白いなと思うものには結構お金がやっぱり集まっているというのが見て分かります。これはつまらないだろうみたいなものには、本当にお金が集まっていなくて、ただ、先ほどご回答の中にあつた

んですけれども、整備・修繕のクラウドファンディングというのが多いというようなことがあったんですけれども、これからやっぱり公共施設も老朽化していったって、その修繕とかにかかるときに、クラウドファンディングなんかを利用してみるのがいいんじゃないかなと思って、市の持ち出しを少なくして、皆さんの関心を引くというか、え、こんなことができるんだというようなことをやってみられたらどうかなと思って、ちょっと提案してみます。市のご見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、近年、県内自治体でも様々な事業でクラウドファンディングの活用が進んでいる状況でございます。

自治体の行うクラウドファンディングにつきましては、ふるさと納税の制度を活用した手法が一般的となっております。効果が期待できる一方で、対象とする事業によっては募集金額を大きく下回ってしまうケースもございます。そういったことから、今後のクラウドファンディングの市のほうでの活用につきましては、事業の選定や設定額などを十分に吟味した上で考えていく必要があるものと思われまます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 財源確保の大きなきっかけになると思いますので、十分研究してやっていただきたいなと思います。

（2）の公共施設の民間活用についてなんですが、ちょっと時間の関係上、詳しく聞きたかったので、これは委員会でもた詳しく聞かせていただきます。

（3）に移ります。ふるさと納税について、影響額と今後の取組についての後です。

先ほど課長のほうから、聞こうと思っていた2番も3番も全部ご答弁をいただいていたので、私のほうの項目を全て網羅してくださっていただきましたので、その中で体験型を広めるという、そっちのほうを重視していくということだったと思うんですが、確かに全国的に見ても、返礼品合戦というんですか、返礼競争というのは、もうそこから抜け出したいというのが町の主流になっているというか、それで体験型を重視していこうというふうになっているようです。

先ほど、旭市は4,089万円の増、経費やら何やら、出ていく税金やらも引いて4,089万円の

増になって、今のところ4,089万円の増でいいんですけども、これがやっぱり増えていくのか減っていくのかというのは、本当に今のままでは返礼品合戦に、そのままに移行してしまいますので、そこを体験型に変えていくという、それで、旅先で納税できるとか、そういう形にしているところもあるようです。

旅行需要が回復していることが追い風になっているので、もう各地でそういうことを始めているようですが、これから新しく旭市でこういうことをやってみたいみたいな、ふるさと納税に関しての、体験型とおっしゃった、そこがあったらちょっと教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 体験型の返礼品ですけども、これは本市の魅力を知っていただくためには大変有効なものと考えております。今後も継続して寄附をしていただけるように、新たな体験型の返礼品であったり、その種目のレベルに合わせた体験内容など、登録数を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） まだ実際には体験型の新たなというのが、ぜひ導入していただきたいというか、道の駅とかで、ちょっとこれは見えないかも分からないんですけども、自動販売機みたいなもので、ぽちっとできるようなものとかをやっているところもございます。ぜひ導入していただきたいと思います。

あと、ふるさと納税をしてよかったなって、その地域の方に、その町に喜んでいただいているというのが分かったら、またさらにやりたい気持ちになると思うんです。人間ってそんなものかなと思うんですけども、実はこれ、「寄附してくださってありがとう」というのはがきをちょっと借りてきたんです。

これは某市から来たはがきなんですけれども、この市の名前は言いません。旭市よりももうちょっとだけ返礼品のあれで上へ行っているところなので、ここの名前は言いませんけれども、はがき一枚で、「ありがとうふるさと納税」と書いてありまして、頂いたご寄附はまちづくりにちゃんと使っていただきますという、そういうふうなのが市長名で来ているんです。ですから、これをもらった人ってまたやろうかなとかという気になっちゃうんです。

なので、旭市も、聞くところによると、今のところまだこういうお礼のおはがきとかとい

うのはやっていないそうなので、ぜひともこういう感謝の気持ちみたいのが伝わる何かをやっていたら、どんどんまた旭市に寄附してくださる方が増えるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は19日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時40分